

「(仮称) 青森市景観計画 (素案)」及び「青森市景観条例の一部を改正する条例骨子案」に係る わたしの意見提案制度の実施について

下記により、「(仮称) 青森市景観計画 (素案)」及び「青森市景観条例の一部を改正する条例骨子案」に係るわたしの意見提案制度 (パブリックコメント) を実施します。

1 意見募集事案 (仮称) 青森市景観計画 (素案) 及び青森市景観条例の一部を改正する条例骨子案

2 意見募集期間 令和2年12月15日 (火) ~ 令和3年1月14日 (木)

3 意見を提出できるかた

次のいずれかに該当するかた

- (1) 市内に住所を有するかた
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体等
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務するかた
- (4) 市内に存する学校に在学するかた
- (5) 意見募集事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体等

4 公表資料の縦覧場所等

(1) 令和2年12月15日 (火) から次の縦覧場所に備付け (閉庁日、休館日を除く。)

青森市都市整備部都市政策課 (本庁舎3階)、ロビー (本庁舎1階)、情報公開コーナー (本庁舎3階)、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース (駅前庁舎1階)、柳川情報コーナー (柳川庁舎1階)、浪岡庁舎閲覧コーナー (1階)、各支所 (5箇所)、各市民センター (11箇所)、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館 以上25箇所

(2) 令和2年12月15日 (火) から市ホームページに公表資料を掲載

(3) 広報あおもり12月15日号に告知記事を掲載

5 意見の提出方法

「(仮称) 青森市景観計画 (素案)」及び「青森市景観条例の一部を改正する条例骨子案」に対する修正意見、付加意見、代案を次の方法で提出できるよう募集します。

ご意見を提出する際には、氏名及び住所 (法人その他の団体等の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地) を明記。

市内に住所を有しないかたは、上記3の(1)以外の区分を明記・選択。

- (1) 電子メール 市ホームページのトップページ左側にある「市民参加の広場 (わたしの意見提案制度)」から送信
- (2) 郵送 (封書・はがき) 〒030-8555 (住所不要) 青森市都市整備部 都市政策課 宛
- (3) ファックス 017-752-9011 (都市政策課内ファックス)
- (4) 直接持参 青森市都市整備部都市政策課 (本庁舎3階)

6 結果の公表

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方については、「青森市景観条例の一部を改正する条例骨子案」は令和3年3月、「(仮称) 青森市景観計画 (素案)」は令和3年4月に公表する予定です。

7 問合せ先 青森市都市整備部 都市政策課 電話 017-752-7977